



# 正人会 会報

平成 24 年夏第 6 号

発行者：和歌山市議会 絆クラブ

編集：和歌山市議会議員 戸田正人

連絡先：〒640-8156 和歌山市七番丁 2 3 和歌山市議会絆クラブ

073-435-1115

## 歴史教科書選定について

### 調査員・選定委員の氏名公表を

私が義務教育を受けていた昭和 50 年代の歴史教科書は、戦後占領国だったアメリカ人の自由主義・民主主義・個人主義の価値観に基づいて起草した日本国憲法における、アメリカ的価値観を身に着けた日本人を育てる教育基本法でした。特に明治以来の日本をアジアへの侵略者とし、日本の近現代史を「犯罪の歴史」のように描写しているかのような授業を受けた私は 20 歳を過ぎ、義務教育から程遠い年齢になってようやく本当の歴史認識を学ぶ機会を得られたのです。不幸中の幸いであったと思いますが、その様な機会を得られない多くの人たちは、真実の歴史を学ぶ事無く、我が国の行く末に大きく影響する社会的な判断が正常になされない大人になっていくのだと思います。その事を思う度、子どもの頃から学ぶ歴史教科書がいかに大切かという事を再認識させられます。教育長は「子どもたちに生きる力を育む教育してまいりたい」と度々答弁していましたが、生きる力の源は自国の歴史や伝統に誇りを持ち、祖先への尊敬や感謝を持つことにあるので、その事に心が届かないと「生きる」など育くまれる筈がない。自分の命が祖先から受け継がれてきたものだと感じ、自分の存在は、祖先のおかげだと気づくものです。それによって、自分が生まれてきた意味、生きていく目的、自分の担うべき役割を理解することができ、その事が人への思いやりや、助け合いの心を育む大きな要因となりうる。誇りある歴史の教育は、子どもたちの心を育て、生きる力を養うことになるのです。本市教育委員会を眺めてみますと、はたしてどれくらい熱い思いを

込めて歴史、公民教科書をとらまえているのか、甚だ疑問を感じます。教科書選定に関し、9月議会において同僚議員の「具体的に調査員・選定委員の氏名公表はするのでしょうか？」との質問に、市教委は「調査員については、各教科の専門性に加え、教科指導に優れた実績または経験のある教員を市立中学校から選出し委嘱しており、調査員・選定委員の氏名については和歌山市の情報公開条例に基づいて、現在公表しておりません。公表の可否につきましては、今後検討して参ります」でした。あらためて、調査員・選定委員の氏名を示していただきたく思いますがいかがか？

●**教育長** 調査員、選定委員の氏名は、現在公表しておりませんので、この議場で示すことはできません。ご理解願います。なお、次回平成26年度小学校使用教科書採択決定終了後に、調査員、選定委員の氏名を開示することとしています。

◇**再質問** 戦後もうけられた教育基本法での間、我が国の社会情勢は良くも悪くも変わりました。こうした流れを受け教育基本法が改正され、国が教育の在り方を示し、それを実現していくために教育法規も改正され、今回が最初の教科書採択です。和歌山の次代を担う子どもたちに提供する教科書の採択は非常に大きな事象でありながら、情報発信がないなど採択に不透明さを感じます。誰が、どの様な角度で、どのような調査のもと教科書選定したのか。今回の採択理由と次回の採択理由と、どの様変わったのかも全く分からない。未来ある子どもたちの人間形成の基礎となる教科書が、次回も曖昧な採択基準のまま推移してしまうのではないかと、思います。教育行政の中で行われている教科書選定に携わっている教育公務員を示してくださいと、私は単純にお願いしているのです。「今回は開示できなくて、次回には開示する」という市教委の基準や根拠が私には理解できません。次回は開示できるのに、今回はなぜ開示できないのか、明確に示してください。

●**教育長** これまで和歌山市を含む県内の採択地区協議会では、静ひつな採択環境を確保するため、調査員、選定委員の氏名は採択後も開示していません。したがって、今回の中学校教科書採択も、委嘱する際に、氏名の開示については従前どおり不開示としており、調査員、選定委員は採択後も氏名を開示しないものとして委嘱を受けています。

また、調査員、選定委員の氏名を開示している他府県の採択地区においては、事前に本人から氏名開示の了承を得た上で委嘱しています。事前に氏名開示の了承を得ていない状況で開示した場合、調査員、選定委員と教育委員会との間の信頼関係に揺らぎが生じることを懸念します。以上の理由から開示は適切でないと判断している。

## 情報公開は民主主義の原理原則

### 公正公平、開かれた市政実現を！

◇再々質問 市教委は、未来の子どもたちの大切な教科書採択の透明化よりも、教育公務員同士の信頼関係が揺らぐのを懸念し、それが開示できない最大の理由であるとの事には大変驚きました。横浜地方裁判所は、教科書の採択に関する調査員の氏名等の公表について、本年6月15日、大きな判断を下しました。裁判の争点は、横浜市の「情報の公開に関する条例」の該当性です。条例には、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げる恐れ、その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある」云々と規定、調査員等の氏名公表がこれに該当するか否かというものでした。裁判所は、「本件条例が横浜市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とし、原則として行政文書の開示を義務付けていることからすれば、単に抽象的な可能性があることでは足りず、法的保護に値する程度の具体的蓋然性が必要であるべき」と前置きし「調査員の氏名等が開示されることにより、教科書採択後に何らかの誹謗中傷がなされる可能性があることは否定できない。

しかし、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に行われるものとされており、調査員の調査、研究が直接採択結果に反映されるわけではなく、採択結果や採択手続きに対し直接評価あるいは批判を受ける立場にあるとはいえない。調査員個人に対して誹謗中傷がなされる可能性は抽象的なものに過ぎない」と指摘した上で「公正な教科書採択に関し市民に説明する責務の履行に資するものとして調査員が受忍すべき範囲。いずれも業務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的蓋然性を指摘するものではない。よって非開示情報とするのは違法である」と結論づけたのです。簡単に申しますと「氏名を公表されることは不利益を被るので非公開が妥当であるという主張は違法であり、公正な教科書を選んだことに対して市民に説明する責務があるので情報を開示しなさい」ということでしょうか。さて、教科書採択の後、調査員の氏名を公表するか否かは、どの教科書の記載内容がどうだとか、「右だ左だ」などというイデオロギーの問題でもない。市民に信頼される行政運営を行うため、市民がそれを知りたいと欲した場合、特段の事情が無い限りこれに答えて

いくことこそ、情報公開の基本です。教科書採択という行政行為は、教育行政を遂行する基幹的  
重きをなすもので、「従前は開示しないことでやってきた」という理由で開示しないという事には  
なじまない。行政機関としての意思決定が行われた後には、それがいつ、何処で、誰が、どの様な  
経緯で為したものなのかを堂々と公表することこそが民主主義の原理原則です。私たち市議会議  
員が、市民の信託に応える事とは、行政に対する公正な審議を行う事です。このために必要だと判  
断した情報に関しては、たとえ市教委でも拒むことなく、議会の要求に応える事こそが、情報公開  
条例に謳う「市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、より一  
層公正で開かれた市政の実現に寄与する」ことです。民主主義の原理原則を声高に掲げるまでも  
なく、『和歌山市情報公開条例』の主旨に基づき、調査員・調査委員の氏名を公表する事を強く求  
めます。改めて教育長に見解を聞きます。

● **教育長** 調査員の氏名については、これまで静ひつな採択環境の確保の観点から、調査員への  
外部からの不当な接触を避けるため氏名は不開示としてきましたが、本年6月の横浜地裁での判  
例や和歌山市情報公開条例の趣旨を踏まえ、速やかに調査員、選定委員の氏名開示について対応  
します。

## 地域コミュニティについて

### 新コミセンはサテライト型複合施設で10館構想どこへ？

地域コミュニティとは地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・  
医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会  
と認識しています。その拠点として整備され市民の生涯学習の場でもあるコミュニティセンターに  
ついて議論を深めたいと思います。

平成12年に教育委員会で承認された「生涯学習基本構想整備計画」の中に「コミュニティセン  
ター10館構想」があります。その内容は「平成13年度当初で現在建設中の河北コミセンが完成し  
5館目となるので、残り5館を10か年計画で進めていきたい。なお13年度に南部地区に適当な土  
地を求め、14年度以降で建設をしていく計画を進める」と書かれています（当時は中部コミセン

が存在していたので、河北コミセンを5館目と表記しています)。

基本構想整備計画からちょうど10年目の本年5月にオープンした北コミセンが10館目になるものと思っていまして6館目だそうです。つまり約10年かけて6館目の北コミセンがやっと完成したという事です。このペースで行くと、残りの4館が完成するまで何年かかるのでしょうか？教育委員会は、市民に公平公正に生涯学習の場を提供してくつもりがあるのかなど、はなはだ疑問に感じます。

北コミセンは、従来の縦割り行政のままでは実現できなかった、印鑑証明や住民票発行など市民課の機能と、北保健センターを併合し乳幼児健診などが可能な地域福祉機能も備えた複合施設であり、他市からも視察が来るほどのポテンシャルを兼ね備えている施設です。館内の各部屋の予約状況を見てもかなりの稼働率で一定の評価をるところです。

教育委員会もさぞかし「生涯学習」の場として力を入れていると思いきや、ここで働く職員は0名。施設の延べ床面積の約70%を教委が管理するコミセン機能に対し、北保健センターは約24%、市民課は8%にすぎません。しかし、保健センターは職員9名と非常勤職員1名で運営、市民サービスセンターは職員4名と非常勤職員5名、貸金支弁職員1名で運営しています。

コミセンは、指定管理者である和歌山市都市整備公社の職員9名が管理運営。真新しく他都市からも注目を浴びているような複合型施設に、他のコミセンと同様、職員を一人も置かず、指定管理者にすべてを任そうとする姿をみると、ただの貸館業務だけをしていればいいという考えでいるんだと、思えて仕方ないのです。現場で起こりうる市民の声や不都合が、即届かないような運営の仕方なのです。北コミセンが確かな根拠があって建設されたものではなく、たまたま和歌山市が所有している直川の企業用地に治水対策ができたため「これ幸い」と場当たりに建設されたものではないかと邪推さえしてしまいます。

過去の同僚議員の質問に対し市長は「南部地域は市の中心より南西側を含めコミュニティセンターが未設置となっており、その解消は重要課題となっています。今後は適切な場所の選定を行うと共に、設置の際には地域の津波避難所機能を持った施設となるよう、前向きに取り組んでまいります」と気合十分の答弁をしていましたが、「生涯学習基本構想整備計画」によれば、すでに7館目以降のコミセン建設は具体的な構想に入り、予定地、予算の獲得準備などが明確に示されていないはずで、7館目以降のコミセン建設についての考えを聞かせてください。

●**教育局長** コミセンは、市民の生涯学習推進の拠点施設、地域コミュニティーの場として重要な役割を果たしていると同時に、近い将来発生するとされる東海・東南海・南海地震に備え、地域の避難場所としての機能を兼ね備えた施設の設置が求められています。

特に9月議会で市長が答弁したとおり、市中心部より南西側を含め南部はコミセンが未設置であり、その解消は重要課題と認識していますが、現在も最適地を探している状況ですが選定には至っていないため、具体的な構想や必要な費用の積算は行えていない現状であります。まずは、南部地域のコミセ設置に向けて、最適地を得るべく情報収集に努めます。

## 空きテナントなど利用で安価に！

◇**再質問** 生涯学習の拠点施設、地域コミュニティーの場、避難場所として市民にとって大切な施設であるという私の認識と同じなので安堵しました。しかし、その様なお認識があるにもかかわらず「構想すらできていません」との答弁には正直落胆しました。最適地が好条件で見つからない限り10館構想中、残り4館のコミセン設置は永遠に難しいと言っておられるように思えてなりません。

私は河北コミセンのように約18億7千万円もの多額をかけて建設して下さい、と申し上げているものではありません。市の財政状況を考えても、今までのような多額の予算措置など大変厳しい事は承知しています。国の補助金なども期待は薄く、安価で広大な土地など好条件があるはずはないと思います。

そこで私が提案したいのは、現行規模のコミセンではなく、規模を縮小したサテライト複合施設と言うような構想を、新たに考えてはどうか、と思うのです。

敷地や建物も現行規模のコミセンを考えるから最適地が見当たらないのであって、現行の2分の1や、3分の1の規模なら最適地があるかも知れません。土地の取得、館の新設といった概念から既存の空きビルや建物などを利用したりすることも方法論だと思います。空きテナントや、空きビルなど建物の借り上げ、買い上げで開くサテライト複合施設構想なら、実現できるのではないのでしょうか。

市民が求めているのは、日常生活を営む範囲の地域における人と人の交流の場です。小さい地域でのサテライト施設なら住民交流の希薄化を解消し、古き良き時代の地域コミュニティの復活にもつながる可能性があります。その点を踏まえ、従来のコミセン構想を再検討し、小さな地域でのサテライト複合施設という構想を考えるつもりはないか、市長の見解を示してください。

●市長 本年5月オープンの「和歌山市さんさんセンター紀の川」は、保健センター、市民サービスセンター、コミュニティセンターの3機能を持つ複合施設で、大変たくさんの市民に利用され、にぎわっておりますことで一定の行政効果を発揮しているものと考えています。

このような市民サービスを多角的にとらえた複合型施設の設置が望ましいのではないかと思います。市民が求めている日常生活を営む範囲の地域における人と人との交流の場といった機能をより発揮しやすい、サテライト型複合行政施設の設置が望ましいということも十分認識をしています。

今後、未設置地域などで、その実現に向けて、既存の施設の有効利用や空きビル等の活用を含め、それぞれの地域ニーズに見合ったものは何かという視点からも調査研究を進めていきます。

◇再々質問 サテライト型複合行政施設に対して、前向きな答弁をいただき高く評価します。

私が住んでいる四箇郷地区は、人口1万6701人で市内42自治区の中で8番目に人口の多い地域です。コミセンでは河南コミセンブロックに属し、一番の西に位置する四箇郷地区の有本から、一番東の小倉地区・上三毛までは直線距離で約10<sup>キロ</sup>もの広範囲です。保険センターの区割りではさんさんセンターの北保健センターに属し、包括介護支援センターの圏域は市役所庁舎内にある第8圏域に属するなど地区住民は大変混乱し、不便さを感じています。そのような状況を考えますと、市初のモデルとなるサテライト型複合行政施設を設置する際は是非、四箇郷地区にと、要望しておきたいと思います。

## ◆地域防災について

### 消防団の増強が急務！ 団員定数、装備の見直し充実を

消防団は、本業を持ちながら、自分たちの町は自分たちで守るという崇高な精神のもと、地域の安全と安心を守るため、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動や、災害発生時における救助・救出活動などに従事。また、常備消防の数倍の要員・動員力を有していることから、災害発生時には重要な役割を果たすことができます。

ただ、近年は社会環境の変化に伴って団員数の減少や高年齢化等、さまざまな問題を抱えています。ピーク時で全国200万人だった団員数も今年4月現在では88万3710人。このため消防庁は、消防団員数を全国で100万人以上、うち女性消防団員数10万人以上を確保することを目標とし、消防団の充実強化、活性化を一層推進するため、各種施策を実施しています。

また、平成17年6月には、これまでの消防力の基準の一部を改正し、施設や人員について示していた「消防力の基準」を「消防力の整備指針」としました。これまで市町村が消防力の整備を進めるに当たっての「目安」だったものを「整備目標」に格上げ。特に消防団員数については、大規模な災害時等における避難誘導及び消火活動等に必要な消防力を反映した数値指標が明記されました。

台風12号により紀南地方などは甚大な被害を受けました。もし和歌山市が集中豪雨に見舞われていたら、国土交通省が新六カ井堰を部分撤去しかしておらないため、毎秒1万2000立方メートルの安全流下が確保されていない紀ノ川が氾濫していたのではなかろうかと危惧します。そんな災害に既存の消防吏員だけでは対応しがたく、地域に密着している消防団力が必要不可欠となる筈です。本市の消防団員の定数は1750人と聞いていますが、今回の被害から考えると、その定数でいいのか、他の中核市などと比較してそんな色ない規模なのかどうか疑問に感じます。時とともに移り行く人の営みの変化に合わせて、消防団員の数や消防団車両の配備などを見直していかなければならないのではないのでしょうか。

また、紀ノ川流域に沿った中央構造線断層帯による直下型地震が発生した場合、阪神淡路大震災のように、家屋の倒壊なども危惧されます。大規模災害時には、常備消防の消防力が限界に達することも考えられ、地元の消防団が倒壊した建物に挟まれて脱出できない市民の救助・救出に当たら



なくてはなりません。したがって、消防団車両には、救助・救出資機材などを積載して、有事の際に備えておくべきと考えます。また、通信手段の確保として無線機やトランシーバーなどを配備しておくべきものと考えます。

〔問〕 国の整備指針に基づく算定基準数と照らし合わせると、本市消防団員定数の割合はいかがですか、また、他の中核市との比較についてはいかがですか。

●消防局長 国の整備指針に基づく消防団員数の算定基準は、消防分団の管理する動力消防ポンプの種類に応じた操作要員の数と、大規模災害時の避難誘導に必要な人員数との合算で得た数が整備指針上の基準数となっています。

したがって、本市消防団が保有する149台の消防ポンプに対する操作要員は607人です。また、人の居住する区域の面積を本年度は約146平方キロメートルと算定し、消防団員1人が1時間で歩いて避難誘導できる面積を0.09平方キロメートルと設定して求めた結果、避難誘導人員は1789人です。これを合算した2396人が基準数なので、1750人の本市消防団員の定数は、基準数の73.1%です。

中核市の平均基準数に対する割合は67.5%なので、本市のほうが若干上回っています。

〔問〕 各地区の管轄区域や人口密度などの変化に合わせて、定期的に各分団ごとの配置基準数を見直すべきと思うが、そのような認識を持っていますか。

●消防局長 各地区の分団員の配置基準数は「和歌山市消防団の組織に関する規則」で定めています。この根拠は、昭和49年に消防団員の条例定数を大幅に見直した際、各地区の消防分団の現有勢力数をもとに配置基準を改定。その後、大幅な見直しはしておらず、各分団からの要望や意見があった時点で、少しずつ地域の実情も勘案して修正を行ってきました。

しかし、近年、人の居住する区域の面積が大幅に増加している地域や、逆に人口減少とともに入団者数も少なくなっている地域もあるので、各地区の分団員の配置基準数については、一定期間の中で抜本的な見直しを図っていける仕組みを構築していく必要があると認識しています。

〔問〕 救助・救出資機材及び無線機等を消防団に配備すべきと考えますが、今後の計画についてはいかがですか。

●**消防局長** 消防団の装備は、火災発生時の延焼拡大を防ぐための消火活動を中心とした資機材の充実強化を優先していましたので、救助資機材などの配備はしていませんでした。しかし、平成22年に国から救助資機材を搭載した車両が本市消防団に貸与されたことを契機に、消防団員教育訓練の一環として、チェーンソーやエンジンカッターなどの救助・救出資機材の使用方法について実地訓練を行い、延べ6回、約400人の団員が操作方法を体得しました。今後は、新たに消防団に貸与するポンプ積載車両の標準装備として、救助・救出資機材を計画的に搭載できるよう、配備が可能なものから順次検討していきます。

無線機の配備状況は、各消防分団の車両には、常備消防で使用しているアナログ無線の交信を受信できる受令機を各車両に搭載していることから、災害発生場所や延焼状況など、常備消防本部の無線の交信内容は聞き取れています。しかし、団員相互の連絡はできないため、それを補うトランシーバーの導入は非常に有効であると認識しています。

平成28年度中の整備を目指して進めている消防救急無線のデジタル化に伴う整備計画の中に、消防団の無線関連の整備も盛り込んでいますので、この計画の進捗状況も踏まえた中で、団相互間の連絡手段についても検討していきます。

#### ◆**地域の実態にあった機材配備を**

◇**再質問** 本市の消防団の条例定数の割合は、中核市の平均よりも少し高いとのことだが、ここ数年は100人以上の定員割れが続いているのが実情。人口が増加している地域や火災などの災害が非常に多く発生する地域は、団員の数や班数、消防ポンプ積載車両の配備数も増やしていく必要があると思う。また、逆に人口が減少している地域は整理統合していくべきと考える。

先ほど消防局長も「一定期間の中で抜本的な見直しを図っていける仕組みを構築していく必要がある」と答弁されましたが、私の地元である四箇郷地区の実例を挙げれば、地域の人口に対して分団員数が非常に少ないと思っています。加えてポンプ積載車両は1台しか配備されておらず、人口1万6701人の四箇郷地区から考えれば、2台以上あっても不思議ではないと思うのです。

いくら団員数が増えても四箇郷消防分団のように、管理する小型動力消防ポンプ積載車両が1台

しかないところには、機材の増強を図るなど、地域の実態に合わせたバランスの良い機械器具の配備に見直していく必要があると思いますが、消防局長の見解は。

これからの消防団の任務は、火災発生時における、延焼拡大を防ぐための消火活動だけではなく、津波が来るまでの住民への避難誘導もやらなければなりませんし、河川の堤防決壊に伴う人命救助活動も実施しなければなりません。また、大規模地震が発生した場合は、倒壊家屋からの人命救助活動が優先されます。そんなことからチェーンソーやエンジンカッター、油圧式ジャッキなどの救助・救出資機材をできるだけ早急に配備をしていただくよう要望します。

●**消防局長** 消防力は、人員と機械と消防水利という3つの要素によって成り立つものであり、それぞれがバランスよく充実強化されていくことによって、消防力の増強が図れていくものと理解しています。したがって、四箇郷消防分団をはじめ、各分団の配置基準数の見直しの結果、増員もしくは減員を図る必要のある消防分団については、保有する機械器具の配備についても、現状の配備が適正であるか検証する必要があると考えていますので、今後は消防団本部とも協議の上、検討を進めいきます。

**和歌山市議会議員 戸田正人のブログへリンクします**



**和歌山市議会議員 戸田正人**

**検索**